

「ひとり親家庭住宅支援資金」の貸付に関するご案内

福岡県では、福岡県又は市の「母子・父子自立支援プログラム」による支援を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の方に対し、家賃の支払いを支援する「ひとり親家庭住宅支援資金」の貸付を実施します。

(※北九州市、福岡市にお住まいの方は対象となりません。それぞれの市にお問い合わせください。)

| | |
|------|--|
| 対象者 | 以下の(1)と(2)の両方に該当する方 (1) 児童扶養手当の支給を受けている者(若しくは、所得が児童扶養手当支給水準の世帯) (2) 県又は市で実施している「母子・父子自立支援プログラム策定事業」に基づくプログラムの策定を受けている者 |
| 貸付額 | 入居している住宅の家賃実費(上限4万円) |
| 貸付期間 | 12カ月まで |
| 利息 | 無利子 |
| 償還免除 | 本人の取組みの結果、安定的な就労につながった場合は、1年間の就労継続後に、償還を一括して免除 |

具体的な内容のお問い合わせや貸付のご相談は、福岡県社会福祉協議会へお電話をお願いします。

(福岡県社会福祉協議会の連絡先)
電話：092-584-3377
受付時間：月～金曜日 9:00～17:00